

### 第 3 回 口 頭 弁 論 調 書 (和解)

事 件 の 表 示	平成 27 年 (ワ) 第 1943 号
期 日	平成 27 年 10 月 22 日 午後 4 時 00 分
場所及び公開の有無	横浜地方裁判所第 4 民事部法廷で公開
裁 判 長 裁 判 官	寺 本 昌 広
裁 判 官	成 田 晋 司
裁 判 官	蕪 城 雄 一 郎
裁 判 所 書 記 官	堀 口 晶 子
出頭した当事者等	原告代理人 佐々木幸孝 原告代理人 谷合周三 被告代表者 黒沢時三
指 定 期 日	

#### 弁 論 の 要 領 等

証拠関係別紙のとおり

当事者間に次のとおり和解成立

#### 第 1 当事者の表示

東京都千代田区六番町 15 番地

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

同代表者理事 芳賀唯史

同訴訟代理人弁護士 佐藤千弥

同 佐々木幸孝

同 谷合周三

神奈川県大和市代官一丁目8番2号

被告 株式会社伸栄

同代表者代表取締役 黒沢時三

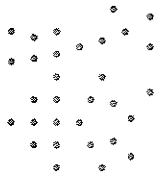
第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状のとおり

第3 和解条項

別紙のとおり

裁判所書記官 堀 口 晶



和解条項

- 1 被告は、消費者との間でクリーニング契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行わない。

記

- (1) 被告が消費者から預かった洗濯物を滅失・毀損し、これによって消費者に損害を与えた場合の損害賠償額をクリーニング代金の10倍を上限とする旨の意思表示
  - (2) 被告が消費者から預かった洗濯物に洗濯の絵表示のない場合や製造元が不明な場合は、被告がこれを滅失・毀損し、よって消費者に損害を与えた場合であっても一切損害賠償責任を負わない旨の意思表示
- 2 被告は、原告に対し、既に前項の意思表示が記載された契約書、メンバーズカード、店頭表示、及びお預かり票その他の一切の表示はこれを破棄し、今後使用しないことを確約する。
  - 3 被告は、その従業員らに対し、1項記載の意思表示を行ってはならないことを周知・徹底させる措置をとる。
  - 4 被告は原告に対し、被告の締結する契約について、消費者からの苦情・相談があった場合には、真摯に対応することを誓約する。
  - 5 原告はその余の請求を放棄する。
  - 6 訴訟費用は各自の負担とする。

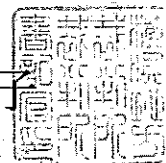
以上

これは正本である。

平成27年10月28日

横浜地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 堀口 晶



# 更 正 決 定

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 株式会社伸栄

上記当事者間の平成27年(ワ)第1943号差止請求事件につき、第3回口頭弁論調書(和解)に明白な誤りがあるので、原告の申立てにより、次のとおり更正する。

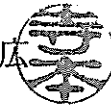
## 主 文

上記第3回口頭弁論調書(和解)記載の「第1 当事者の表示」において、原告の代表者の氏名が「芳賀唯史」とあるのを「和田寿昭」と更正する。

平成27年11月5日

横浜地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 寺 本 昌 広



裁判官 成 田 晋 司



裁判官 蕪 城 雄一郎

これは正本である。

平成 27 年 1 月 5 日

横浜地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 堀 口 晶 子

